

群馬県市町村職員年金者連盟高齢者慶祝規程

（目 的）

第1条 本連盟は、群馬県市町村職員年金者連盟会員で、高齢に達した者に対しその長寿を慶祝し記念品を贈り、もって会員の親睦と団結を図るものとする。

（慶祝の対象、方法及び金額）

第2条 高齢者の慶祝は、毎年9月15日において喜寿満77歳、米寿88歳及び白寿99歳に達した会員に対し、慶祝の詞並びに記念品を贈呈して行うものとする。

2 前項に規定する記念品の額は、毎年度予算で定める。

（雑 則）

第3条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、昭和58年4月1日から施行適用する。

附 則

この規程は、平成13年5月14日から施行し、平成12年9月16日に遡及して適用する。

附 則

この規程は、平成17年5月19日から施行し、平成16年9月16日に遡及して適用する。

附 則

1 この規程は、平成29年5月11日から施行し、平成29年9月16日から適用する。

2 適用日から平成30年4月1日までの間において、半寿81歳、卒寿90歳、上寿100歳に達した会員については、なお従前の例により、第2条の規定による慶祝の詞並びに記念品を贈呈するものとする。

附 則

この規程は、平成30年5月10日から施行し、平成29年9月16日から遡及して適用する。